

12 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等

区 分		数 量 ・ 件 数
引 取 数 量 ①		587,935 ^(k)
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		170,427 ^(k)
差 引 ①-② ③		417,508 ^(k)
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	3,819 ^(k)
	元 売 業 者 0.3/100	107 ^(k)
	計 ④	3,926 ^(k)
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤		413,582 ^(k)
申 告	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 1 4 4 の 2 ③)	^(k)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	^(k)
納	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 1 4 4 の 2 ④)	^(k)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	^(k)
付 等 の 分	炭 化 水 素 油 の 消 費 量 (法 1 4 4 の 2 ⑤)	^(k)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	^(k)
の 分	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量 (法 1 4 4 の 3 ① V)	1 ^(k)
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 ^(k)
の 分	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 輸 入 量 (法 1 4 4 の 3 ① VI)	^(k)
	そ の 他	3,128 ^(k)
の 分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1,499 ^(k)
	計 ⑥	3,129 ^(k)
の 分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 ⑦	1,500 ^(k)
	課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	1,629 ^(k)
合 計 ⑤+⑧		415,211 ^(k)

区 分		数 量 ・ 件 数	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	^(件)
		登 録 数	17
		事 務 所 等 の 数	13
特 約 業 者	特 約 業 者	本 店 の 数	44
		登 録 数	133
		事 務 所 等 の 数	293
計	計	本 店 の 数	44
		登 録 数	150
		事 務 所 等 の 数	306
仮 特 約 業 者	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	
		事 務 所 等 の 数	
そ の 他 の 者	そ の 他 の 者	本 店 の 数	
		事 務 所 等 の 数	

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用される軽油に対する軽油引取税の免除について」（平成元年12月28日付け自治府第103号（自治省税務局長通達）に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和2年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所等の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数（主たる事務所又は事業所を含む。）を記載した。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

区分	免税軽油 使用者数等	数量 (kl)	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発	
			件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)
	①	②								
法 第 百 四 十 四 条 の 五	輸出	1	13	0	0	0	0	0	0	0
	外国船籍の船舶の船用品	1	13							
	その他									
	課税済み	57	51,914							
	小計 (A)	58	51,927	0	0	0	0	0	0	0
法 第 百 四 十 四 条	石油化学製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エチレン等の原料の用途									
	ポリプロピレンの製造工程等									
一 法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 項 第 一 号 関 係	船舶	2,453	47,357	12	688	1	3	0	0	0
	漁船	2,296	14,048	1	13					
	自衛隊	1	23,000							
	海上保安庁	2	80							
	その他	154	10,229	11	675	1	3			

区 分		免 税 軽 油 使 用 者 数 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発		
				件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 七 第 一 項	第 二 号	自衛隊（機械等）	6	345								
	第 三 号	鉄道事業	5	5,516								
		軌道事業										
		専用の鉄道を設置する者										
		専用側線において車両の入換作業を営む者	1	16								
	第 四 号	第 一 号	農業等	7,338	19,069	0	0	0	0	0	0	0
			国	1	2							
			地方公共団体	5	8							
			委託を受けて農作業を行う者									
			農地の造成又は改良を主たる業務とする者									
その他			7,332	19,059								
第 二 号		林業等	71	4,647	0	0	0	0	0	0	0	
		国										
		地方公共団体										
		素材生産業を営む者	61	4,444								
	その他	10	203									

区 分		免 税 軽 油 使 用 者 数 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
				件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 関 係	セメント製品製造業(生コンクリート 製造業を除く)	11	203							
		生コンクリート製造業	1	10							
		電気供給業									
		鉱物の採掘事業	52	10,847	1	27					
		とび・土工事業	1	87							
		鉱さいバラス製造業	1	591							
		港湾運送業	4	1,597							
		倉庫業	6	143							
		貨物利用運送事業	1	1							

区 分		免税軽油 使用者数等 ①	数 量 (k l) ②	みなす課税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発		
				件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号	鉄道貨物積卸業										
		航空運送サービス業	5	48								
		廃棄物処理事業	10	140	0	0	0	0	0	0	0	0
		地方公共団体	2	8								
		地方公共団体の長の許可等を受けた者	8	132								
	国土交通大臣の許可を受けた者											
	第 一 係	木材加工業	33	541	1	5						
		木材市場業	3	21								
		パーク堆肥製造業	2	164								
		索道事業	10	171								
止改平 と正成 なに三 つよ たり年 も廃度	ガスタービン発電装置											
	地熱資源開発事業											
小計 ㊸		10,014	91,514	14	720	1	3	0	0	0	0	
法附則第十二条の二の七第五項関係 ㊹												
法附則第十二条の二の七第六項関係 ㊺												
アメリカ合衆国軍隊関係 ㊻		3	26,986									
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ㊼												
合計 ㊽ + ㊸ + ㊹ + ㊺ + ㊻ + ㊼		10,075	170,427	14	720	1	3	0	0	0	0	

(注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。

2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。

3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和2年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和2年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。

5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。